

平成 25 年度・第 2 回 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し検討会議

《 議 事 録 》

日 時

平成25年11月18日(月) 13:30~16:30

場 所

滋賀県庁北新館 3 階中会議室

議 題

- ( 1 ) 放射性物質の琵琶湖への影響予測について（中間報告）
- ( 2 ) 広域避難計画について
  - 広域避難計画（案）について
  - 避難時間推計シミュレーション（ETE）の結果について（中間報告）
  - 安定ヨウ素剤の備蓄および配布方針について
- ( 3 ) モニタリング計画について
- ( 4 ) 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定について
- ( 5 ) その他

出席者

委員：林委員（議長）、澤田委員、竹田委員、寺川委員、太田委員、廣瀬委員、谷口委員、藤田委員、古川委員

事務局：小笠原防災危機管理監、西川管理監、辻井副局長、田中原子力防災室長、入江参事、馬場副主幹、奈須野主査

【滋賀県琵琶湖環境科学研究センター】

杉江副センター長、山中部門長、園主任主査、佐藤研究員

1 開会あいさつ（小笠原防災危機管理監）

林委員長はじめ、委員の皆さま方には、大変お忙しいなか、遠路よりご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、福島第一原発の事故を受けまして、平成 23 年度より、国に先駆けて地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに着手し、昨年度まで 2 回にわたり計画の見直しをおこなってまいりました。

今年度は、8 月に第 1 回目の見直し検討会議を開催いたしまして、主な検討項目、スケジュールの確認、琵琶湖への影響予測の評価手法の確認などをお願いしたところです。

その後、県では、委員の皆さま方からいただいたご意見をもとに検討を進めるとともに、国による地域防災計画充実支援のためのワーキングチームや関西広域連合での議論、それから県内市町からの意見聴取などを通じまして、計画内容の充実を図ってきたところです。

本日は、滋賀県広域避難計画にかかる条文（案）や、避難時間推計シミュレーションに関する中間報告、それから、安定ヨウ素剤の備蓄・配布方針（案）、さらにはモニタリング計画の検討状況、それが

ら、放射性物質の琵琶湖への影響予測の中間報告など、大変盛りだくさんな内容を予定しています。

長時間の会議となり大変恐縮ですが、委員の皆さまには、それぞれの専門分野のお立場から貴重なご意見をいただき、本県の地域防災計画のさらなる充実にお力をお貸しいただければありがたく存じます。

県といたしましては、県民の皆さまの安全安心を確保するために、より一層の防災対策を講じていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

## 2 委員紹介

## 3 配付資料の確認

## 4 議題

### (1) 放射性物質の琵琶湖への影響予測について(中間報告)

議長：それでは、議題(1)について、事務局からご説明をいただきたいと思います。

事務局：【資料0】

【資料1】について説明

議長：ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見を伺います。

澤田委員：ヨウ素の沈着モデルの予測結果の単位ですが、【資料1】2頁の文部科学省調査と滋賀モデルの比較では、滋賀モデルの縦軸がベクレル/m<sup>2</sup>となっていますが、このあとの影響予測結果では単位がキロベクレルになっているのですが、このような違いが出る理由を教えてください。

事務局：2ページの図は、平成23年6月14日の状態を示しており、ヨウ素の半減期が8日間ですので、すでに事故から3月が経過して、1000分の1程度になってしまうということで、単位が変わっています。半減期の影響でございます。

澤田委員：直接は比べられないということですね。分かりました。

古川委員：琵琶湖の循環モデルについては、琵琶湖からの流出は想定せず、琵琶湖内の循環だけを見ているということよろしいですか。

事務局：そうではなく、琵琶湖の瀬田川洗堰や疎水から流出しているという条件で実施しています。

古川委員：ということは、淀川水系下流域にも流れていっている前提のなかでの評価だということですね。

事務局：そういうことです。

古川委員：分かりました。

それから、影響が薄くなっていくのは、放射性物質がなくなるということではなく、琵琶湖の外に流出したのは別としても、そのほかは全部湖底に沈着している、もしくは魚が食べたというようなことで、表層の湖水への影響が薄くなっていくということによろしいですか。

事務局：今回、お示ししたのは、表層の0から5メートルの部分ですので、5メートルよりも深いところに放射性物質が存在してもその影響は表示されません。底のほうに移動したか、あるいは底の泥の中に沈着したか、そういったことが主な要素になるかと思えます。

寺川委員：モニタリングのワーキングでも指摘したのですが、7ページの前提条件について、ヨウ素の粒子15パーセント、ガス85パーセントというのは、東京電力の3月25日の発表資料の一番極端なケースであり、実際にプルームが通過しているときのヨウ素の粒子とガスの比率は、東海村でかなり詳細に測定された事例があって、おおよそ1対1になります。

それから、これはチェルノブイリの事故の際に、福井県で測定したデータでも、一番濃度が高いときはほぼ1対1になっておりますので、どちらを使うほうが、より安全側なのかという判断になるかと思えますが、シミュレーションとしては1対1のケースもやってみたほうがいいのではないかと思います。

事務局：ご指摘を踏まえ、1対1という条件でも一度検討してみたいと思います。私どもは、東京電力の資料ですとか、つくばの資料などをもとに、15パーセントとしたわけですが、高濃度になるときは1対1の可能性が高いとのご指摘ですので、一度検討したいと思っております。

議長：寺川委員に伺いますが、1対1にすることで、沈着だとか何かにかかなり顕著な影響が出るのですか。

寺川委員：まず日付の選定が変わると思えます。

それによつてはシミュレーションの形が変わってくるのではないかと考えられます。

議長：粒子とガスの構成比が変わると、例えば大気中の放射線量への影響や、あるいは沈着量への影響、あるいは、湖水への影響については、粒子の割合が増えるので除去はしやすくなるように見えますが、そのあたりはどうですか。

寺川委員：粒子部分が多いと、雨が降った場合には、より落ちやすくなると思われまので、逆に沈着量は増える可能性はあります。従いまして、雨による影響によって変わってくると思えます。

議長：では、事務局としても検討の余地があるということですから、よろしく願います。

事務局：分かりました。

議長：ほかに、何かご意見、ご質問あれば承りたいと思います。

古川委員：今回のシミュレーションは、水に着目されたということで、これについては理解するのですが、陸域への沈着量もデータが出ています。

UPZの定義がよく分からないところもあるのですが、国の一律30キロに対して、滋賀県の場合、平成23年度に実施されたヨウ素による旧指針の等価線量をもとにUPZを設定されています。

今回のセシウムなりヨウ素なりの沈着量、もしくは実効線量のシミュレーションによって、このUPZの範囲を見直し可能性はあるのでしょうか。今後の活用方法について、伺います。

事務局：今回のシミュレーションは、特に沈着という部分に注目して、琵琶湖環境科学研究センターでしたものです。

UPZは、事前に、計画を準備しておくエリアということで、国ではおおむね30キロ以内、滋賀県では委員ご指摘の等価線量によるシミュレーションをベースに滋賀県版UPZという形で設定いたしました。

今回のシミュレーション結果から分かりますように、放射性物質の沈着には雨の影響等、いろいろな偶然が関係してくる部分がありますので、今後、より多くのケースをシミュレーションして、UPZのエリアを固めるというよりも、様々な条件が重なったときにはここまで影響がくる可能性があるということが分かったと理解すべきものと考えておりますので、今回のシミュレーションの結果によって、UPZの範囲を広げるということは、考えておりません。

古川委員：現在のUPZの考え方は、先ほども言いましたように、ヨウ素による等価線量でありますけれども、年間多いところで60例等を計算された結果を足し合わせたものの最大値を取っているというふうに理解をしています。その最大値を取ったなかで、1日でも線量が超過したエリアは、UPZの範囲に入れていると思いますので、今回のシミュレーションについても、偶然の重なりの結果であっても、それを考慮する必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

事務局：雨の影響が大きいということは、県下全域がすべてUPZだと、偶然の重なりまで考慮して、範囲設定をしようというのは、収集がつかなくなってしまいます。

したがって、UPZの拡大は考えておりませんが、当然我々としても、実際の災害時にUPZの範囲しか対応しないということは決して考えておりませんし、国のほうも、緊急時には、UPZに関わらず、実測の結果に基づき必要な対策を講じていくという考え方でございます。

議長：今回拝見していると、大気の流れと、地面への沈着、それから水への影響と、三つ出しているだけで、今回見ている限りでは、今までつづってきた滋賀県版UPZを考えたときに、避難対策を真剣に考えなければいけないというのがやはり一つの大きな答えだと思えます。逃げなければいけないことが実際にあり得ると。

それから、その避難期間は、沈着予測を見ると一部の地域では、避難が長期にわたる危険性もあるが、滋賀県全域で考えれば、10日間程度は、かなり緊張したなかでいろいろ対応を取っていかねばいけないというようなオーダーでものが見えてきたということなのではないかと思います。

それ以上は、いろいろな偶然が重なった結果ですので、ここでラインを引いて、白、黒とつけるのではなくて、やはり広域避難を検討する必要性もある、それから、ある程度、10日のオーダーぐらいは全県でいろいろ考える、一部は長期的な避難も必要になるという前提のなかで、いろいろな対策の実効性を上げるという方向でいければと思いますが、いかがでしょうか。

古川委員：シミュレーションの実施ケースも多くはないし、今後、もう少しシミュレーションしていただければいいと思うのですが、水の中は、循環するし、流れていく、もしくは沈着することで表層部分の影響は薄まっていくということですが、基本的に陸の部分については、急激に薄まるものではなくて、そこに沈着すれば、しばらく消えないものなので、ここはぜひとも、陸域の部分でのセシウムによる沈着量のシミュレーションの数をもう少し増やしていただいて、それが避難に影響するのかわからないのか、その当たりの判断ができるようなかたちに結びつけていただければありがたいと思います。

議長：ご要望として承って、事務局のほう、ぜひご検討いただけたらと思います。

それでは、次の議題へ進めてまいりたいと思います。

今議論いただきました中では、今後のモニタリングのあり方や、水の摂取制限のある程度時間的なオーダーも出てまいりましたし、もちろん陸域の問題もあります。それは、次の最終報告のなかでぜひご反映をいただきたいとお願いをして、議題(2)の「広域避難計画について」に移りたいと思います。

では事務局のほうからまずご説明をいただければと思います。

## (2) 広域避難計画について

事務局：【資料2】【資料2-1】【資料2-2】【参考資料2～6】について説明

議長：今の事務局の説明について、ご質問、ご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

廣瀬委員：滋賀県には琵琶湖がありますので、避難の際に、船舶での輸送ということは、その輸送能力も含めて、どの程度実効性があるのでしょうか。

事務局：船舶につきましては、現在災害時応援協定にも基づき、船舶会社に協力いただけることになっているのですが、滋賀県版UPZ内約6万人の移送に対しては、輸送能力が不足することは否めません。かつ、琵琶湖の船舶はスピードもそれほど早い船はございませんので、ピストン輸送することでも少し限界はあるのかなとは思っております。

避難時間のシミュレーションでは、高島市の場合、161号線の白鬚神社の辺りで崖崩れがあって道路が通れなくなった場合に、今津の住民などを今津港から近江舞子港まで運ぶというようなことを想定しておりますし、長浜市であれば、琵琶湖の一番北側、奥琵琶湖と言われるところですが、そちら

菅浦や月出といった集落があるのですが、そちらのほうから主要道路に出るまでの道が細うございまして、そこで崖崩れ等があると主要な避難経路に出られなくなります。そういう場合に船を使って長浜港まで迂回すると、そのようなことを考えております。

船舶については主な避難手段とするのではなく、あくまで補助的に使っていくというようなことを考えております。

廣瀬委員：少し視点を変えまして、この場に医療関係者の方は非常に少ないということもあり、安定ヨウ素剤について、参考まで説明させていただきます。

安定ヨウ素剤は、このように丸薬になっていまして、1粒ないし2粒を飲むということです。

それから、3歳以下の方が問題です。私の病院では、こういうセットで用意しています。粉末状のものは、劇薬指定がなされているのですが、ヨウ素剤です。散剤で、この容器が126ミリグラム入りです。そして、こちらが溶解剤。こちらが甘味のある単シロップです。これらは500ccずつ入っています。そしてこれらを混ぜ合わせる容器の中に、両方とも入れるわけです。溶解剤500ccと単シロップの500ccで、1000ccになります。それで1000ccの中に、このヨウ素剤を散剤で、入れます。

そうすると1000ccの中に126ミリ入りますので、お子さん1人につき、1ccを飲ませます。

つまり、このセットで、1000人分が用意できます。2ccでしたら、500人分。こういうセットを用意しています。

それからこれらの作業は薬剤師か医療関係者がいないといけません。

粉末状のものは劇薬です。それから遮光する必要があります。

以上、簡単ですが、説明させていただきました。

議長：ありがとうございます。実際のものを見せていただきました。

太田委員：小さい子どもから、年齢に応じてどれだけ飲ませたらいいのかというところが一番知りたかったところで、しかもどのタイミングで飲ますかというようなことも今よく分かりました。

それから、広域避難計画については、いったんスクリーニングをするために避難中継所というところに必ず行かなければならないと、先ほど説明いただいたのですが、わが家には3人要介護者がおりまして、1人はもうとても動けなくて、今回の台風18号のときに車で出すにもなかなか出せないのので2階へ避難したような状況でした。そういった人が、UPZ内の地域にもたくさんおられますし、こういった高齢者や要介護者の人たちまでも、やっと車に乗せたけれども、また中継所に行って降ろして、スクリーニングをして、また別の車に乗せるとなると、すごく大変な状況になってくるのかなと思います。

それから、これも台風18号のときですけども、高島市にもボランティアがたくさん入ってくれました。そのあと、ボランティアの方が出入りするためにものすごく道路が渋滞しました。新旭町から高島町へ行くのに、7キロぐらいのところを3時間かかりました。そういうことが災害時には起こる確率は大変高いと思います。事務局から説明だけ受けていると、ああ、ちゃんとできているんだな、と思うのですが、実際は、もうすごく大変なことなのではないかなと思いました。

谷口委員：今は県の計画の議論ですので、具体的にそれぞれの家族がどのように避難行動をとるかというあたりは、市の計画を受けての避難計画になると思います。その中で、災害時避難行動要配慮者には、日中、施設を利用していらっしゃる家族もおられれば、在宅の方もいるし、高齢者の方だけでもないので、世帯単位と自治会単位で具体的な避難行動を描けるようにしていくことが大事だと思います。

要配慮者の避難に関してはバスを基本にすることは無理なこともあるかと思うので、それは現実のことを少し考えながらですが、やはり準備の段階でそれぞれの自治会でまず話をする、そしてもう一つは、家族で話をするということ。防災計画に書くことではないかもしれませんが、そういった考え方が書かれていたほうがいいのではないかなと、思いました。

議長：では、今の二つを受けて、事務局お願いします。

事務局：要配慮者の方については、実態に合わせて考えないといけないだろうと思いますし、決まった形でやるというものではないと思っています。

それから災害時、混乱している中で、必ずしも計画どおりにできるとは限りませんが、平常時から一定の考え方を示しておくことで、災害時にはそれを応用して、そのときそのときに合わせて一番いい方法を選ぶという形になろうと思います。

そのあたりは、市のほうとも十分打ち合わせしながら、また市は、地域の実態もいろいろ検討されながら対策を検討していくということになると思います。

澤田委員：資料2で、UPZ圏外に避難中継所を設けて、そこまでは主にバスで行って、そこで自家用車で来た人は車を一時保管して、全員バスで避難先の地域に行くというのが基本的な流れだという説明でしたが、避難時間推計のシミュレーション結果を見るかぎり、この基本的な流れを計画どおりに実行することはかなり難しいという結果が示されているわけですね。ですから、この資料2の計画自体をもう一度作り直していただかないと実行可能な計画はできないと考えます。

避難手段であるバスも、「確保に努める」と書いてあり、現時点では確保できていないということだと思いますし、やはりシミュレーション結果等を踏まえながら、一から練り直していただきたいと思います。

議長：事務局、どうですか。

事務局：澤田委員からご指摘をいただきましたシミュレーションは、一番過酷な条件で行政が対策を講じず、自然に車両が走ると、この程度渋滞するというものです。

その結果をみて、対策を検討していこうとしているのですが、今回の中間報告では、例えばバス500台で避難者を移送すると、渋滞は緩和するが、バスの不足によるピストン輸送およびバス待ちで、結局時間がかかるということが明らかになりました。

それなら、広域でバスを確保したらどうか、船を使ったらどうか、あるいはJRを使ったらどうかといった形で、34通りのシナリオを今後シミュレーションしていくなかで、対策のベストミックスを

様々に検討し、よりよい計画をつくっていきたいと思います。

澤田委員：これから検討いただくなかで、先ほどお話のあった、災害時要配慮者の問題をもう少しよく考えないといけないと思います。

例えばバスにしても、普通の人ならば1台で50人運ぶことができるかもしれないけれども、要配慮者だったら5人しか運べないかもしれない。そういうところにも、たくさんのリソースを入れないといけないということを考えると、用意できるリソースはそれほど多くないということを前提に、実行可能な計画を作成する必要があると思っています。

寺川委員：まずは、広域避難のところ、一斉避難のシミュレーションが行われているのですが、もともと一斉避難という考え方はないのではないかと思います。一般的には段階的避難を考慮すべきではないでしょうか。

特にOIL2での避難の場合、線量の高い地域から避難させるというのが基本だと思いますので、もともと一斉避難ということは、考える必要性はないのではないかと。段階的避難であるというかたちをむしろ徹底したほうが、避難はスムーズに進むと思われま。

それからもう一点は、安定ヨウ素剤ですが、安定ヨウ素剤は、避難のときに飲むわけではないと思います。当然屋内退避でも飲む必要がありますし、それ以外でも、その後の、いわゆる飲料水とか食物の摂取の場合に飲むという場合もあり得ると思いますので、あくまでも、例えば配布をどうするのか、配布の指示を出すのか。それから服用の指示を出すのか。それは別物だと考えてやったほうがいいのではないかと。当然同時の場合もありますけれども、配布だけは先にやるというかたちは十分あり得るという計画を立てたほうが現実的ではないかと。むしろ事故が起こった直後に配布にかかるというほうが、よりスムーズに服用できると思います。

事務局：段階的避難につきましては、ご指摘のとおりであり、OIL2に基づく避難の場合は段階的避難を考えていかないといけないと思っております。

一方で、避難時間推計シミュレーションで約6万人が一斉に動くという想定をいたしましたのは、実際には6万人が一斉に動くという可能性は低いと思っておりますが、最大リスクをとるという考え方でご理解いただければと思います。

実際には、放射性物質の沈着状況によって地域が特定されていきます。場合によってはUPZ以遠でも一部の地域が対象となるかもしれないというなかで、避難先についても最大限6万人分のキャパシティを確保しておけば、その中で対応できると考えています。

段階的避難につきましても、避難時間推計の中で検証いたしますが、現在のこの広域避難計画案は、どちらかという移動手段や、避難経路、避難先といったところを先行的に検討しておりまして、段階的避難のような時間軸で考える対策については、今後の課題として検討していきたいと思っています。

それから、安定ヨウ素剤につきましては、現在国の方針が、避難時についてしか出ておりませんので、今後、ご指摘のような観点での検討がなされた段階で、その都度、国の方針を踏まえて考えてい



きたいと思います。

廣瀬委員：安定ヨウ素剤は必ずしも安全なものではございませんので、これを事前配布すると危険はあります。それから、一般の方の中には、飲めば飲むほど効くと思う方も出てくるのが想定されます。

これも大きな問題です。

そういった意味で普段からの啓発・教育ということが本当に大事になってくると思いますし、もし、政府や県から服用の指示が出ても、時間との競争になります。

被ばくから 16 時間経過すると、もう飲んで意味がないという状況になりますので、配布方法は十分に考えなければならないと思います。

寺川委員：安定ヨウ素剤については、今の国の考え方を見ると、基本的にプルーム対策というよりも、飲食物の摂取に対する対応ではないかという感じがします。プルーム通過時には屋内退避で何とか軽減すると。しかし、それ以上そこにとどまる場合においては、地表に落ちた放射性物質の舞い上がりや吸入も当然ありますし、摂取という問題も出てまいりますので、そこで安定ヨウ素剤が必要になってくる可能性もあると。

服用のタイミングを避難時に限る必要性はないし、チェルノブイリでもそうですが、やはり飲料水、あるいは食物の摂取によっての被ばくが大きくなる可能性がありますので、それに対応するんだという思いも持っていたがほうがいいのではないかと思います。

太田委員：安定ヨウ素剤について廣瀬委員にお聞きしたいのですが、アレルギーや、甲状腺の病気を持った方には安定ヨウ素剤があまりよくないようなことを聞くのですが、私たちが経験したことのないような原発事故が起こった場合、甲状腺の病気だとかアレルギーというのは、事前に調べるわけにはいかないのです、その都度確認するということになってくるのでしょうか。

廣瀬委員：そこが非常に難しいところなのです。例えば造影CTのような検査でショックを起こす割合が2,000人に1人、これはショック状態になることがあります。その場合、直ちに処置しなければなりません。ですから、そういう方は服用を避ける必要があると思っておりますし、甲状腺機能障害のある方も非常に危険です。妊娠している方をどうするかという問題もあります。そういうことを踏まえて、やはり事前に個々の情報を聴取しておくことが、時間的に切迫した状況のなかで服用させるためには、事前の調査ということ是非常に大事なと私は思っております。

事務局：安定ヨウ素剤について、本日ご欠席の先生方のご意見を紹介させていただきます。

参考資料6の八木委員のご意見中、2ページ目でございますが、下のほうに「安定ヨウ素剤の備蓄および配布の方針について」というところがございます。特に小さなお子さんへの影響、被ばくのことを考えるときに一番気になる場所かと思うのですが、学校や保育園、幼稚園等での配布・服用についてでございます。

私も県の考え方では、備蓄場所としては学校施設等も備蓄場所に挙げておるのでございますが、八木委員からは、実際には、学校や幼稚園などで親の介在がなしに服用させるのは難しいのではない

かということをご指摘いただきました。

そういう場合には、屋内退避指示が出る前の段階、発電所の事態がちょっと進行してきて、これからどんどん悪くなっていくのではないと言われるような段階で、早めに保護者に引き渡すというのが、学校の避難計画としては妥当なのではないかということです。そういうなかで、事情があって保護者に引き渡すことができない子どもさんについて、学校で服用させるかどうかということ判断し、その場合のために備蓄をしておくというようなことでどうかというご意見をいただいております。

議長：先ほどの廣瀬先生のヨウ素剤のセットを拝見しますと、小さい子どもは家での服用は難しいですね。それなりの設備が整ったところでないといけないのではないかと。

その点も含めて、技術的にはかなり難しい問題があると。オールマイティではないと思いますけれども、ただ、小さい子供というのは、安定ヨウ素剤を一番飲まなければいけない対象の人たちです。

子どもたちに対しての親の責任というのは非常に大きいでしょうから。だからといって、自分で保管していて大丈夫かということ、かなり厳しいですね。

澤田委員：そこも含めて少し別の観点から意見を申し上げたいのですが、今日の最初の議題にもありましたように、必ずしも滋賀県版UPZ内だけで避難が必要になるような事態が起こるわけではないかもしれないという結果が示されているわけですね。

それにも関わらず、今回の広域避難計画案では、UPZの中は具体的に計画するが、UPZ外のことは、一番最後の第10章に「以遠の地域」と書いてあるだけで、UPZの中と外の差があまりにも大きすぎて、UPZ内は一生懸命計画しているけど、UPZ外についての意欲が感じられない。

シミュレーション結果を見ても、UPZ以外の場所もやはりいろんなことを用意しておかなければいけないと感じます。

例えば安定ヨウ素剤にしても、UPZの外でも子どもに飲ませるぐらいの分は備蓄しておくとかの、段階的な対策を用意しておく必要があるのではないかと思います。

広域避難の問題にしても、例えば避難中継所をもっと南側に設ける場合にはどうするかとか、いろいろなことを考えておかなければいけないだろうと思います。

事務局：ご指摘いただいた点については、決して、UPZ内の対策ができていれば十分で、そのほかは影響ないということではないと考えています。

今回のシミュレーション結果を見てもそうですし、福島では事故が起きて、30km以遠にも影響が出ているということです。

これまでから、国を含め広域で議論しているなかでは、UPZ以遠、30キロ以遠の問題の部分もしっかり対応ほしいということを国にも要請しています。

澤田委員：資料2では、ほとんどそのような記述がないので、やはり計画の中にも具体的に書いてほしいです。

議長：議長という立場ではなく一つだけ発言させてほしいのですが。

広域避難計画における避難中継所というのは、ほかの災害とはやはり違うので、非常に重要なものだと思っております。ここを、一番利用しなければいけない人たちは、福井県からの避難者だろうと、正直思います。

原発事故が起きたときに福井の人がここにおられたら、みんなどうしますかというのはすごく気になるわけです。ある意味で、この人たちは大丈夫ですという保証が必要だと思いませんかと。

そういう意味では、安全であるという保証を提供する場というのが実はこの避難中継所なわけです。したがって、いろいろな意味で、そのスクリーニング結果の証明行為をしているんだという認識はやはり必要だと思っております。

かなり混乱はあるとは思いますが、スクリーニングを行い、きちんと除染を行うためには、かなりな資機材も必要だし、人材も必要になりますので、ほかの災害にはない、とても大事な要素だと思っております。

福井でも対策を検討されると思いますが、原子力防災には必ずスクリーニング・除染の問題は出てくるわけで、それを、滋賀県内でコントロールするために、今この4つの場所にとりあえず設定しているわけです。

何パーセントの人が、そこを通るかは分かりませんが、少なくともプラン上はしっかりと計画を立てて、そこには何か避難中継所を経由することのメリットをつける必要はあると思うし、正直、滋賀県内に505台しかバスがないというのが事実だとしたら、1万7,000台なんて数のバスは動かせないでしょう。1万7,000台のバスを汚染地域に入れたら、もう出て来られないのだから、それは多分ないだろうと思うのです。

したがって、そういう意味で、かなりいろいろなことを慎重に考えていく必要があるし、さらには、ここは福井県ではなくて滋賀県、隣接県なのだから、もっと厳しい状況が、実は福井県の中にあるはずで、そこに比べて、本当にそこまでする必要があるかというところを含めてよく考えていただく必要があると思うのです。

こうやって計画をつくっていくと、どんどん微に入り細に入りになっていくのだけれども、そもそも論になったときに、避難しないほうが、よりベターだということは十分あり得る場合も多々あって、そのへんはぜひ、考慮していただきながら、今後検討していただければと思います。

今、八木委員のコメントの紹介がありました。ほかに牧委員とか、あるいは高橋委員から何かご紹介いただくようなコメントがあったらぜひご紹介してください。

事務局：それではご紹介させていただきます。

まず牧先生でございますが、避難手段について、滋賀県はJRが非常に便利な地域なので、やはりJRというのをもっと積極的に考えていくべきだろうということをご指摘いただきました。

また避難経路につきましては、やはり福井県との調整が重要ということは牧先生もおっしゃっておられます。これにつきましては、広域避難計画では滋賀県のことしか書いてございませんが、福井県との調整は現在も進めておられて、今後大事な課題になってくると認識しております。

それから、スクリーニング結果を示す書類の発行の必要性ということについては、やはり必要だろうということをご指摘をいただいております。

それから高橋先生でございますが、【資料1 - 2】の「安定ヨウ素剤の備蓄および配布方針につい

て、配布・服用のタイミングの考え方のなかで、滋賀県でも、場合によっては全面緊急事態以降にプラント状況の悪化に応じてUPZ内で予防的に避難をすとか、安定ヨウ素剤の服用の指示が出るとかというようなことが段階的に実施される可能性を考えておいたほうがいいのではないのか、滋賀県だからOILに基づく避難と決めつけないほうがいいのではないのかということをご指摘をいただきました。

それから八木先生でもう一つご紹介をさせていただきたいのですが、自動車の一時保管場所といった考え方も広域避難計画に盛り込んでございますが、現実問題として、滋賀県内に、1万台という規模で自家用車を保管できる適当な場所というのはなかなか見つけるのは難しい状況がございます。そういったことを受けてのご意見でございますが、福島で大きなパラダイム転換があったと受け止めて、必要な施設については、本当に真剣に防災対策を考えるのであれば、ないものがあるようにつくるのではなくて、ないものはないというふうに整理をしたうえで、やはりそれは整備をしていくというようなことも考えていく必要があるのではないのかというようなご意見をいただいております。以上でございます。

議長：今のご紹介を受けて、これだけは言っておかないといけないということがあれば、この広域避難計画について、再度ご意見をいただきたいと思いますと思いますがいかがでしょうか。

古川委員：避難について、先ほど事務局のほうで、時間軸については今後検討していくということですが、OIL1では500マイクロシーベルトで即時避難ですと。OIL2だと、20マイクロシーベルトで1週間をめどに一時移転ですとという、その幅があるわけですね。

実際問題、20マイクロシーベルトを少し超えただけなのか、500マイクロに近い線量なのかということで、どの程度急ぐ必要性に違いがあるか、ということがよく見えないわけです。

そこを段階的避難の日程等について誰が判断していつくれるのかということが、市、町レベルで現実として非常に悩むところです。これは国の指示において避難地域を示して避難をさせるということであれば、段階的避難の考え方を時間軸でもっと明確に示すよう国に働きかけていくべきではないかと思えます。

議長：それは、結局は総被ばく線量の問題になると思えます。要するに500マイクロまでが一応安全が担保できるというふうな閾値だと考えれば、そこにいかないように行動するというので、20マイクロであれば、それこそ単純にその25倍のユニットはあるということになってもいいはずだろうし、それが実は分からない、見えない。そのへんのところの怖さということであれば、実はモニタリング計画の話とすごく密接に関係するので、それを潮に、次の議題にいかがかと思えますが、寺川委員、何かありますか。

寺川委員：500マイクロシーベルトというのは、はっきり言って高い線量でもないのです。そうびっくりするような線量ではありません。

例えば福井県の今のモニタリング計画であれば、いわゆる10ミリシーベルト/アワー、500マイクロの200倍ぐらいですか、それぐらいの線量がもし観測されたら、これは即避難だということかたちでや

っているのです。500 マイクロシーベルトであれば、2時間で1ミリは超えますけれども、いわゆる、発電所で働く人たちの1年間の許容線量 20 ミリシーベルトから見れば十分低い値ですので、いわゆる健康上の問題というのは直には生じないというかたちです。

だから、できるだけ被ばくを避ける。あるいは放射性ヨウ素の問題もありますので、両方掛け合わせて考える必要があるので500 マイクロという基準が出されていると思っています。

議長：今、あまりにもリスクを避けすぎているところがあるのは事実で、それ以外のリスクがいっぱいあるのですから、放射性物質だけはゼロでないといけないというふうに、変に否定すること自体がやはり、どちらかと言えば不合理、あるいは非現実的なものかもしれないので、そのへんをしっかりと考える必要があります。

古川委員が心配されるのもよく分かります。500 マイクロシーベルトというのが1つの基準であるならば、そのような地域で、どのように行動すべきかという判断を行うにはやはり、その時点での放射線量がどのぐらいの厳しさなのかということが共有されなければいけないだろうということになるかと思しますので、ぜひモニタリング計画についての説明を聞いてみたいと思います。よろしいでしょうか。

では、議題(3)の「モニタリング計画」に移りたいと思います。モニタリング計画につきましては、第1回の本会議におきまして、竹田委員、寺川委員、高橋委員にメンバーになっていただいてワーキンググループを設置いたしました。そこで専門的な見地からモニタリング計画についてご議論いただくことになっておりましたので、今日はまず竹田委員から、ワーキンググループでのご議論の内容をご報告いただきたいと思いますと考えております。

では先生、よろしく願いいたします。

### (3) モニタリング計画について

竹田委員：【参考資料7 WG結果概要】に沿って結果報告

事務局：【資料3】について説明

検討未了のため、ワーキンググループを継続したい旨を併せて説明

議長：竹田先生と事務局のほうからモニタリング計画についてご説明をいただきましたが、これについてご質問あるいはご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

(意見なし)

議長：これは、専門家にご検討いただいたので、先ほどの古川委員のご心配もありましたが、それに応えられる立派なものではないかと思しますので、この方向でご検討を進めていただき、次回には成文化をお願いしたいと思います。

つきましては、ワーキンググループの皆さんにもう一度、お集まりいただいてご議論いただきたいと思います。

それでは、時間も大分押しておりますので、続きまして議題（４）「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定について」というのに移りたいと思います。

#### （４）滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定について

事務局：【資料４】について説明

議長：今の事務局からの説明について、何かご質問、ご意見があれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。議題１、２でご議論いただいたことを計画の中に入れたいというのが、基本的には趣旨だというふうに理解をいたしました。よろしいでしょうか。

もしよろしければ、時間も大分過ぎておりますので、その他ということで、今日の議題全般にわたりまして、何かご発言いただくことがあれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

寺川委員：モニタリング計画のなかで、いわゆるこのUPZの中だけがモニタリング計画ではないので。いわゆる滋賀県全域のポストの絵を必ずつけておいていただきたいと。それも全部緊急時には監視するんですよという話を徹底してほしいと思います。

議長：ありがとうございました。

事務局から事前説明をうかがったときに、線量計をうまく使うことについてワーキンググループでご議論いただいたと聞いて、線量計は必ずしも県だけが持っているわけではないので、いろいろな組織で、いろいろな場所で既にお持ちになっているのであれば、そういうところの計測の結果も、補完的な意味で、モニタリングデータに入れることによって、より密度の濃い放射線量の分布状況というのは分かるはずですので、やはりそういうところも検討いただきたいと思います。

県が責任を持って測るところだけをモニタリング計画とするのではなくて、やはり、住民の皆さんもわが身を守るためにいろいろ工夫されているわけですから、そういうご努力もぜひ組み上げたようなかたちのモニタリング計画を。

東北の震災以降の大きな変化は、あまり国に頼らずに、自分たちでも守ろうじゃないかと、皆さん健康や安全についてはご検討になっていると思いますから、そのへんもぜひ踏み入れて、いいかたちのモニタリングをぜひやりたいと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

古川委員：これは県というよりも国だと思うのですけれども、モニタリング結果が、最終的には住民が避難をするという、もしくは何らかの防護体制を取るということに結びつくと思うのですが、結局最終的には、県がモニタリングをした数字というのは国に吸い上げられて、モニタリングセンターで分析をされて何らかの防護措置が国の原子力対策本部から出るというふうな図式だと思うのですけれども、結局、国のモニタリングに対する具体的な考えがよく見えないなかで、県としてはこのポイントで測っていくという計画をつくらざるを得ないということだと思います。

国が最終的に避難なり何なりの指示を出す、安定ヨウ素剤の服用の指示というか判断をすると。そのあたりがどのようなかたちで判断をされていくのか、何を持って判断をされていくのかということ

るが、国のなかで議論されていることがもう少し見えるようなかたちで何らかの方法をいただければ全体像が分かりやすいと思います。

議長：はい、そう思います。ただ、やはりそうは言っても、国の見ている荒さというか、きめの細かさと、やはり現場を抱えている市町村、あるいは都道府県が見ている荒さは、全然やはり違うと思うので、そういう意味では、国のお考えなり方針なりは、尊重はしますけれども、それをやはりわがこととして踏まえたうえで、市がそれに何を加えるんだというようなお考えでいったほうが、わが身を守ることに、やはりつながるのだと思います。

もちろんデータを差し上げることは差し上げるけれども、同時にほかのエリア、特に福井だとかそういうエリアのデータをこちらへもらって、いち早く県民に対してそういう情報は開示するというかたち、提供するというようなことをやるという覚悟、あるいは仕掛け、それは大事なのではないかと。

それは先ほどの500マイクロシーベルトというものを、トータルで500マイクロシーベルトにならないようにふるまう。

今自分のところにどのぐらいの危険があるのかということ、そして時間を割り出していけるぐらいの能力を、やはり高島や長浜の人たちが持つような、そういうかたちにしていきたいと思います。そういう意味で、もちろん、協力は最大限国に対してしますけれども、自分たちの安全を守るという、その主体性だけは忘れないような計画にさせていただけたらと思います。

それでは今日も熱心にご議論いただきましてありがとうございました。予定しておりました議事を全部終了いたしましたので、これで今日の議論を終了とさせていただきますと思います。

次回は最後の検討会議ということになりますので、地域防災計画本体の改定案ですとか、広域避難計画あるいはモニタリング計画についての詰めのご議論をいただくということになると思いますし、今日見せていただいた琵琶湖の影響予測についても最終報告をいただくということになるかと思えます。

それぞれのところでいただきました本日のご意見、事務局のほうでご整理いただいて、次回につなげていただきたいと思います。

## 5 次回の会議開催日程について

事務局：次回の検討会議のことをご連絡させていただきたいと思います。

あらかじめ各委員の皆さまに調整をお願いいたしましたところ、第3回目は年明け1月21日の火曜日午前9時半から、ご都合がよろしいようございますので開催させていただきたいということになりました。早朝からの会議となりますが、今年度最終の会議となりますので、どうぞ委員の皆さん、よろしくお願いいたします。